

【 燃油用 】 ※所属漁協を經由して申請してください

佐世保市漁業経営セーフティーネット加入補助金 【 燃油 】 令和8年度加入分

燃油価格が引き続き高値で推移しており、漁家経営への影響が懸念されるため、令和7年度の国の漁業経営セーフティーネット(漁業用燃油)加入時の積立金の一部を支援することで、加入の促進と、漁業者負担の軽減を図るものです。

申請できる方 ※下記に一つでも非該当があれば申請できません

- ①国の漁業経営セーフティーネット構築事業(燃油)に加入する方
- ②市内に住所を有するもので、市内漁協の組合員(個人及び法人、正組合員及び准組合員)である方
- ③漁業を営むことにより、令和6年分または令和7年分の確定申告等税の申告を行っている方
- ④市税について、滞納がない方
(令和8年1月26日以降の日付で市が発行する市税の「滞納のない証明書」を提出し、その証明書で滞納がないことが証明されている方)

補助対象経費

令和8年度(令和8年4月1日から令和9年3月31日)の国の漁業経営セーフティーネット構築事業(燃油)へ加入または継続する際の積立金。

提出するもの

- ①「佐世保市漁業経営セーフティーネット加入補助金交付申請書兼委任状」(様式第2号)
- ②(一社)漁業経営安定化推進協会へ提出する「漁業用燃油購入予定数量等設定申込書」などの写し
- ③令和6(2024)年分または令和7(2025)年分の確定申告書または税申告書等の写し
- ④令和8年1月26日以降の日付で市が発行する市税の「滞納のない証明書」またはその写し
※「滞納のない証明書」は市役所2階市民税課、各支所、宇久行政センターの窓口で申請できるほか、市ホームページから「市民税関係証明申請書」をダウンロードして郵送による申請も可能です。
※佐世保市ホームページ ホーム > 申請・手続き > 税金 > 税証明関係申請書及び委任状様式

補助額

令和8年度漁業経営セーフティーネット加入積立金(燃油)の

6分の1円以内 (※1円未満は切捨てとなります)

(申請額が予算を超える場合には、予算の範囲内で交付します。)

【 燃油用 】 ※所属漁協を経由して申請してください

申請について

・所属する漁協へ申し込んでください。※漁業者から市役所へ直接申し込むことはできません。

申請期間

令和8年4月1日(水)から令和8年5月1日(金)17時まで

※漁協から市へ申請する期限

上記期限は漁協から市へ申請する期限であり、漁業者から漁協への申込期限は別途所属の漁協が設定いたします。

申請にかかる書類の入手方法

各所属漁協へ申請書一式をお配りするほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※「佐世保市漁業経営セーフティーネット加入補助金」で検索願います。

補助金の給付方法

市から各所属漁協へ一旦振り込まれた後、各申請者へ配分されます。

補助金の履行確認

履行確認のため漁業経営セーフティーネット構築事業(燃油)への積み立てを証明する資料の写し(漁連から送付される入金一覧等)を令和9年3月31日までに所属漁業協同組合を経由して市へ提出する必要があります(分納の場合には一旦分納がわかるものを提出し、分納終了後まで納付がわかる資料の写し)。

また、交付された補助金の補助対象額よりも実際に振り込まれた積立金が少ない場合は、過剰分の補助金の差額について、漁協を経由して市に返還していただきます。

※こちらは裏面となります。
表面にも記載があります。

お問い合わせ先

各所属漁協または

佐世保市 農林水産部 水産課

TEL 0956-25-9642